



老 介 第 3 号
平成12年4月20日

各都道府県介護保険担当主管課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局

介護保険課長

公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険団体連合会が行う審査支払に係る委託契約について

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。）が本年3月7日に公布されたところであるが、請求省令第1条第2項各号に掲げる公費負担医療等で、介護給付費と併せて請求が行われるものについては、その審査及び支払い事務を国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が当該公費負担医療等に関する費用の負担者の委託を受けて行うことが必要とされるので、下記の点に留意の上、貴管下連合会に対して、別紙1契約書例により、公費負担医療等に関する費用の負担者と公費負担医療等に関する審査及び支払委託契約を締結するよう指導方よろしく願います。

なお、契約書例については、契約の有効期間の始期を平成12年4月1日からとしており、また、市町村と連合会の介護給付費の審査支払業務の委託契約は当該審査支払業務の委託書を受理した日の月分の介護給付費から審査支払の対象となるものであることから、平成12年4月中に本委託契約を締結することにより、平成12年4月分の公費負担医療等に関する費用について連合会の審査支払業務の対象となるものであるので、平成12年4月中に委託契約を締結するよう、連合会に対する指導及び管下市町村との調整をお願いします。

記

- 一 都道府県と市町村の間における連合会との審査支払契約締結に係る委任について別紙1契約書例においては、契約書に署名押印する都道府県知事は、別表一に定め

る公費負担医療等の種類に応じて、その管下の、

(1) 別表二に掲げる市町村長

(身体障害者福祉法に定める更生医療の支払権者たる、指定都市及び中核市の市長を除く市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))

(2) 別表三に掲げる市町村長

(生活保護法に定める介護扶助の支払権者たる、指定都市・中核市を除く福祉事務所設置市町村長)

(3) 別表四に掲げる市長

(結核予防法に定める適正医療及び従業禁止・命令入所医療の審査支払権者たる、指定都市・中核市を除く保健所設置市長)

(4) 別表五に掲げる市町村長

(訪問介護に係る低所得者特別対策の審査支払権者たる管下の市町村長)

から、上記の市町村長が所管する公費負担医療等に関する費用の審査及び支払事務に関する連合会との契約の締結について、別途委任を受けていることを前提としているものであること。

二 指定都市の市長の連合会との審査及び支払事務の契約について

指定都市の市長については、別表一の上欄第一項から第四項に掲げる費用(身体障害者福祉法の更生医療、精神保健及び精神障害者福祉法の通院医療、生活保護法の介護扶助並びに結核予防法の適正医療及び従業禁止・命令入所医療)に関して都道府県知事に委任を行わず、別途本契約事例に準じて、これらの費用の審査及び支払に関して連合会と契約を締結するものであること。

三 中核市の市長の連合会との審査及び支払事務の契約について

中核市の市長については、別表一の上欄第一項、三項及び第四項に掲げる費用(身体障害者福祉法の更生医療、生活保護法の介護扶助並びに結核予防法の適正医療及び従業禁止・命令入所医療)に関して都道府県知事に委任を行わず、別途本契約事例に準じて、これらの費用の審査及び支払に関して連合会と契約を締結するものであること。

四 契約書締結の際の覚書の交換について

契約書を締結する際は、別紙2の覚書を交換するものであること。

五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する一般疾病医療費の給付に関する連合会との審査支払契約の締結について

請求省令第一条第五号に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十八条に規定する一般疾病医療費の支給に係る厚生大臣と連合会の契約については、別紙3のように定めることとし、当該審査支払契約の締結については、別途、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律所管課より、連絡が行われるものであること。

別紙 1

契約書例

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号。以下「請求省令」という。）第一条第二項（第五号を除く。）に規定する公費負担医療等に関する費用の審査及び支払に関して、〇〇都（道府県）知事並びに別表二、別表三、別表四及び別表五に掲げる市町村長（以下「甲」という。）と国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）の間に、次のとおり契約を締結する。

第一条 乙は、別表一上欄に掲げる公費負担医療等に関して、同表の中欄に掲げる委託を行う者の区分に応じて、同表の下欄に掲げる事務を引き受けるものとする。

第二条 乙は、公費負担医療等を担当する機関（以下「公費負担医療等担当機関」という。）から請求省令第三条第一項に定める期日までに請求が行われた事項についてその内容を審査し、審査が終わった日の属する月の翌月末日までに公費負担医療等担当機関に対して報酬（別表上欄に掲げる公費負担医療等の費用に関して公費負担医療等担当機関に支払うべき費用をいう。以下同じ。）の支払いを完了するものとする。

第三条 乙は、第二条に規定する審査が終了したときは、甲に対して所定の書類を添えて、請求の審査が終わった日の属する月の翌月〇〇日までに公費負担医療等担当機関に対する報酬の払込みを請求するものとする。

2 前項の請求を受けた甲は、審査が終了した日の属する月の翌月の〇〇日までに当該報酬の支払いに要する額を乙に払い込まなければならないものとする。

（第三条に代えて次の条文を定めることができる。）

第三条 甲は、別表一上欄第〇項、第〇項及び第〇項の費用に関し、乙の請求に基づいて第二条の規定に基づいて公費負担医療等担当機関に支払う報酬の概ね一ヶ月半分に相当すると認められる額を、審査が終わった日の属する月の〇日までに乙に対して概算交付を行うものとする。

第四条 乙は、第二条の規定によって支払いを完了したときは、審査が終わった日の属する月の翌月の〇日まで精算書のほか所定の書類を作成し、甲へ送付し、精算を完了するものとする。

第四条 乙は、別表一上欄に掲げる公費負担医療等に関する費用の審査を終了したときは、審査の終了した日の属する月の翌月の〇日までに所定の書類を添えて〇〇都（道府県）知事（別表一上欄第七項に掲げる費用については、市町村長とする。次項及び次条において同じ。）に審査結果について報告するものとする。

2 〇〇都（道府県）知事が前項の規定により乙より報告を受けたときは、審査結果を

検討して報酬の額の決定を行った上、その月の〇日までに乙に通知するものとする。

第五条 〇〇都（道府県）知事が前条第一項の規定によって決定を行った結果乙が公費負担医療等担当機関に対して支払った報酬に過誤を生じたときは、その過誤額は、乙が翌月以降において整理を行うものとする。

第六条 甲は、乙の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てるため、審査した請求明細書（これに相当する電子情報又は記録事項を含む。）一件につき95円を乗じて得た額を審査が終わった日の属する月の翌月の〇〇日までに乙に支払うものとする。

ただし、別表一第一項及び第三項に掲げる費用については、報酬の審査を委託する都道府県知事と支払を委託する同表第一項及び第三項中欄口に掲げる市町村長が各々半額づつ支払うものとする。

第七条 甲は、乙に対して、帳簿書類の閲覧及び説明を求め、並びに報告を徴することができる。

第八条 この契約の当事者のいずれか一方においてこの契約による義務を履行せず、事業遂行に著しく支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、対応する相手方は、三か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができる。

第九条 この契約の有効期間は平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までとする。

第十条 この契約の有効期間の終了一か月前までに、契約当事者のいずれか一方より何らかの意思表示をしないときは、終期の翌日において向こう一か年間順次契約を更新したものとみなす。

以上の契約の確定を証するため、本書二通を作成し、双方署名押印のうえ各一通を所持するものとする。

なお、〇〇都（道府県）知事は、別表二、別表三、別表四及び別表五に掲げる市町村長から、本契約に関する委任を受けているものであること。

平成十二年 月 日

〇〇都（道府県）知事 氏 名 印
〇〇都（道府県）国民健康保険団体連合会
理事長 氏 名 印

別表一（第一条関係）

公費負担医療等の種類	委託を行う者	委託事務の範囲
<p>一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の更生医療の給付</p>	<p>イ 都道府県知事 ロ 指定都市及び中核市を除く市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）</p>	<p>イにあつては、報酬の審査とし、ロにあつては、報酬の支払とする。</p>
<p>二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>報酬の審査及び支払</p>
<p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十五条の二の介護扶助</p>	<p>イ 都道府県知事 ロ 指定都市・中核市を除く福祉事務所設置市町村長</p>	<p>イにあつては、ロに掲げる市町村長以外の市町村に係る報酬の審査及び支払とし、ロにあつては、報酬の支払とする。</p>
<p>四 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付</p>	<p>イ 都道府県知事 ロ 指定都市・中核市を除く保健所設置市長</p>	<p>イにあつては、ロに掲げる市以外の市町村に係る報酬の審査及び支払とし、ロにあつては、報酬の審査及び支払とする。</p>
<p>五 昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>報酬の審査及び支払</p>

<p>六 平成元年七月二十四日 健医発第八百九十六号厚 生省保健医療局長通知 「先天性血液凝固因子障 害等治療研究事業につい て」による治療研究に係 る医療の給付</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>報酬の審査及び支払</p>
<p>七 介護給付費及び公費負 担医療等に関する費用 の請求に関する省令第一 条第二項第六号の規定に 基づき厚生大臣が定める 医療又は介護に関する給 付（平成十二年厚生省告 示第五十六号）第三号に おいて厚生大臣が定める 指定訪問介護に係る介護 の給付</p>	<p>市町村長</p>	<p>報酬の審査及び支払</p>

別表二 (指定都市・中核市を除く市町村長(特別区の区長を含む。))

〇〇市長

〇〇町長

〇〇村長

別表三 (指定都市・中核市を除く福祉事務所設置市町村長(特別区の区長を含む。))

〇〇市長

〇〇町長

〇〇村長

別表四 (指定都市・中核市を除く保健所設置市長(特別区の区長を含む。))

〇〇市長

〇〇市長

別表五 (市町村長(特別区の区長を含む。))

〇〇市長

〇〇町長

〇〇村長

別紙2

覚書例

平成 年 月 日付をもって〇〇都（道府県）知事並びに別表二、別表三、別表四及び別表五に掲げる市町村長（以下「甲」という。）と国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間において締結した報酬の審査及び支払事務に関する契約の実施に関し次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

記

乙は、契約書第二条の規定による審査が終了したときは、介護給付費等請求額通知書（様式第一号）及び介護給付費公費受給者別一覧表（様式第二号）を作成して甲（契約書別表二及び別表三に掲げる市町村長を除く。）に提出するものとする。

平成 年 月 日

〇〇都（道府県）知事	氏 名	印
〇〇都（道府県）国民健康保険団体連合会		
理事長	氏 名	印

契 約 書

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による被爆者一般疾病医療機関が厚生大臣に提出する介護給付費請求書の内容の審査事務及び一般疾病医療費に相当する額の支払い事務に関し、厚生大臣（以下「甲」という。）と〇〇県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり、契約を締結する。

なお、本契約での審査支払い対象となる介護サービス及びその額については、別紙によるものとする。

第1条 乙は、甲の申請に応じ、被爆者一般疾病医療機関（以下「医療機関」という。）に対して支払うべき一般疾病医療費に相当する額の内容の審査及び支払いに関する事務を引き受けるものとする。

第2条 乙は、医療機関から所定の期日までに提出された介護給付費請求書についてその内容を審査し、審査した月の翌月の10日までに、所定の書類を添えて、審査結果の報告を甲にするものとする。

第3条 乙は、前条の規定による審査を終了したときは、医療機関に対して支払うべき一般疾病医療費に相当する額の支払を甲に請求し、甲は、前条の規定により報告を受けた審査結果を検討して、一般疾病医療費に相当する額の決定を行ったうえ、乙に通知するとともに、その月の20日までにその額の支払を乙にするものとする。

第4条 乙は、前条の規定により甲より一般疾病医療費に相当する額の支払を受けたときは、その月の末日までに医療機関に対してその額の支払を完了するものとする。

第5条 甲が第3条の規定により決定を行った後、乙が医療機関に支払った一般疾病医療費に相当する額に過誤を生じたときは、その過誤額は、乙が翌月以降において整理を行うものとする。

第6条 甲は、乙の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てるため、乙が、審査した介護給付費明細書（これに相当する電子情報又は記録事項を含む。）1件につき95円（うち消費税額4円52銭）を乗じて得た金額を審査した月の翌月20日までに、乙に支払うものとする。

第7条 甲は、乙の関係帳簿書類を閲覧し、または乙の職員に対して必要な説明を求め、もしくは報告を徴することができるものとする。

第8条 この契約の当事者の一方において、相手方がこの契約による義務を履行しないためその業務の遂行に著しい支障をきたし、またはきたす恐れがあると認めるときは、相手方は、この契約を解除することができるものとする。

第9条 この契約の有効期間は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までとする。

第10条 この契約の有効期間満了前1月までに契約当事者のいずれか一方から契約更新に関する意思表示をしないときは、この契約は、その有効期間満了の後引き続き順次契約を更新されるものとする。

上記契約の確実を証するため契約書2通を作成し、双方署名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成12年 月 日

厚生大臣 丹羽雄哉 印
〇〇〇県国民健康保険団体連合会
理事長 印

(別紙)

一般疾病医療費の審査支払い対象となる介護サービス及びその額

- 1 原爆被爆者が介護保険法第40条第1号に掲げる居宅介護サービス費の支給に係る以下の指定居宅サービスを受けた場合に、当該原爆被爆者が当該指定居宅サービスについてなお負担すべき額
(居宅介護サービス費用基準額の100分の10に相当する額)
 - (1) 訪問看護
 - (2) 訪問リハビリテーション
 - (3) 通所リハビリテーション
 - (4) 短期入所療養介護
 - (5) 居宅療養管理指導

- 2 原爆被爆者が介護保険法第40条第7号に掲げる施設介護サービス費の支給に係る以下の指定施設サービス等を受けた場合に、当該原爆被爆者が当該指定施設サービス等についてなお負担すべき額
(施設サービス費用基準額から施設介護サービス費を控除して得た額)
 - (1) 介護老人保健施設サービス
 - (2) 指定介護療養医療施設サービス

- 3 原爆被爆者が介護保険法第52条第1号に掲げる居宅支援サービス費の支給に係る以下の指定居宅サービスを受けた場合に、当該原爆被爆者が当該指定居宅サービスについてなお負担すべき額
(居宅支援サービス費用基準額の100分の10に相当する額)
 - (1) 訪問看護
 - (2) 訪問リハビリテーション
 - (3) 通所リハビリテーション
 - (4) 短期入所療養介護
 - (5) 居宅療養管理指導